

県内各障害福祉関係施設・事業所運営法人代表者様  
(市町村指定事業所を除く)

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長  
(公印省略)

令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書及び  
令和5年度分障害福祉サービス等処遇改善実績報告書  
の提出について(通知)

福祉・介護職員の処遇改善について、令和6年6月から「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」においては、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。

つきましては、令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書及び令和5年度分障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の新たな様式及び提出方法について、下記のとおり千葉県庁公式ホームページに掲載しましたので、別添留意事項及び概要資料を確認のうえ、事務手続きに遺漏の無いようお願いいたします。

記

(1) 制度の概要・関係通知等について

ページタイトル:「福祉・介護職員処遇改善加算等について」

(URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/syogukaizen/syoguukaizen.html>)

(2) 関係書類の提出先について

ちば電子申請サービス

① 令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書等提出フォーム

(URL: [https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=29656](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29656))

② 令和5年度分障害福祉サービス等処遇改善実績報告書等提出フォーム

(URL: [https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=29614](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29614))

(3) 問い合わせ先

サービス名	担当班	電話番号
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・ 重度障害者等包括支援・自立生活援助	地域生活支援班	043-223-2335
障害児入所支援・障害児通所支援・療養介護	療育支援班	043-223-2336
共同生活援助・生活介護・短期入所・自立訓練・ 就労継続支援・就労移行支援・障害者支援施設・ 就労定着支援・施設入所支援	事業支援班	043-223-2308

## 処遇改善計画書及び実績報告書作成に係る留意事項について

## 1 共通

- ・ 介護分野と障害福祉分野の処遇改善計画書及び実績報告書等(以下「計画書等」という。)の様式、提出先はいずれも異なりますので、必ず障害福祉分野の様式で作成し、上記ちば電子申請サービスから提出してください。
- ・ 計画書等 Excel データのシートは削除しないでください。
- ・ 同一建物で複数の障害福祉サービスを実施(※)している場合、各計画書等の基本情報入力シートの「加算対象事業所」、各様式の「施設・事業所別個表」には全サービスの事業所番号や事業所名を記入してください。記入が無い場合、加算の対象外となります。(※)「共同生活援助+短期入所」「居宅介護+重度訪問介護+同行援護」等
- ・ 提出先は各障害福祉サービスの指定権者となります。千葉市、船橋市、柏市、我孫子市から指定を受けている事業所においては、各市の担当課が提出先となりますので御注意ください。
- ・ 千葉県以外から指定を受けている各障害福祉サービス事業所についても、各計画書等の基本情報入力シートの「加算対象事業所」、各様式の「施設・事業所別個表」へ記入してください。

## 2 令和6年度処遇改善加算計画書の作成について

- ・ 必ず、厚生労働省が発出した「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(案)」の別紙様式2-1~5により作成、提出してください。昨年度までの旧様式による作成・提出は受理できません。  
※現在は(案)のため、正式な通知が発出され次第差し替えます。
- ・ 令和6年4月又は5月から処遇改善加算等を取得する場合は、新規、継続を問わず、令和6年4月15日(月曜日)までに必要書類を上記ちば電子申請サービスから提出してください。期限を過ぎた場合、令和5年度中の加算を取得の有無を問わず、4月以降は加算適用外となります。

## 3 令和5年度分処遇改善加算実績報告書の作成について

- ・ 必ず、厚生労働省が発出した「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和5年3月10日付け障障発0310第2号)」の別紙様式3-1~4により作成、提出してください。
- ・ 令和5年度分実績報告書の提出期限は最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで(注)です。上記ちば電子申請サービスから提出してください。

## (注)提出時期の例

・ 年度末まで事業を行った場合(3月サービス提供分の請求を4月に行い、5月に支払いを受ける。)

⇒7月末までに実績報告書提出(最終提出期限)

・ 年度途中で事業が終了した場合(12月サービス提供分の請求を1月に行い、2月に支払いを受ける。)

⇒4月末までに実績報告書提出